

電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外）</p> <p>第三条 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される電気設備であつて、鉄道、索道又は軌道の専用敷地内に施設するもの（直流変成器又は交流き電用変成器を施設する変電所（以下「電気鉄道用変電所」という。）相互を接続する送電用の電線路以外の送電用の電線路を除く。）については、第十九条第十三項、第二十条、第二十一条、第二十三条第二項、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項及び第二項、第二十七条の二、第二十八条から第三十二条、第三十四条、第三十六条から第三十九条まで、第四十七条、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十三条第一項の規定を適用せず、鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法の相当規定の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法が適用され又は準用される電気鉄道用変電所については、第二十七条の二第二項及び第四十六条第二項の規定を適用せず、鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法の相当規定の定めるところによる。</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第三条 鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される電気設備であつて、鉄道、索道又は軌道の専用敷地内に施設するもの（直流変成器又は交流き電用変成器を施設する変電所（以下「電気鉄道用変電所」という。）相互を接続する送電用の電線路以外の送電用の電線路を除く。）については、第十九条第十三項、第二十条、第二十一条、第二十三条第二項、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項及び第二項、第二十八条から第三十二条、第三十四条、第三十六条から第三十九条まで、第四十七条、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十三条第一項の規定を適用せず、鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法の相当規定の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法が適用され又は準用される電気鉄道用変電所については、第四十六条第二項の規定を適用せず、鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法の相当規定の定めるところによる。</p>

(電車線路の施設制限)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 前項の専用敷地は、電車線路が、サイドレール式である場合等  
人がその敷地内に立ち入った場合に感電のおそれがあるものであ  
る場合には、高架鉄道等人が容易に立ち入らないものでなければ  
ならない。

(電車線路の施設制限)

第五十二条 (略)

2・3 (略)

4 前項の専用敷地は、電車線路が、サイドレール方式である場合  
等人がその敷地内に立ち入った場合に感電のおそれがあるもので  
ある場合には、高架鉄道等人が容易に立ち入らないものでなけれ  
ばならない。